医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定薬物）	（指定薬物）
第一条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。	**第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。
一～五十一　（略）	一～五十一　（略）
五十二　イソプロピル＝一―（一―フェニルエチル）―一Ｈ―イミダゾール―五―カルボキシラート及びその塩類	（新設）
五十三～百十三　（略）	五十二～百十二　（略）
百十四　一―［一―（三―クロロフェニル）シクロヘキシル］ピペリジン及びその塩類	（新設）
百十五～百三十　（略）	百十三～百二十八　（略）
百三十一　Ｎ・Ｎ―ジエチル―七―メチル―四―［四―（トリメチルシリル）ベンゾイル］―四・六・六ａ・七・八・九―ヘキサヒドロインドロ［四・三―ｆｇ］キノリン―九―カルボキサミド及びその塩類	（新設）
百三十二～三百十　（略）	百二十九～三百七　（略）
三百十一　四―メチル―一―（二―メチルフェニル）―二―（ピロリジン―一―イル）ペンタン―一―オン及びその塩類	（新設）
三百十二～三百六十一　（略）	三百八～三百五十七　（略）

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

○経済産業省令第五号

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第八十三号）の一部の施行に伴い、二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令（令和六年政令第三百四十一号）第五十五条第八項の規定に基づき、二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月四日　　経済産業大臣　赤澤　亮正

二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令施行規則の一部を改正する省令

二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令施行規則（令和六年経済産業省令第七十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（代替措置の要件）	（代替措置の要件）
第七十六条　令第五十五条第八項の経済産業省令で定める場合は、当該登録記録に記録されている者その他の者（自然人であるものに限る。）について次に掲げる事由がある場合とする。	**第七十六条**　令第五十五条第八項の経済産業省令で定める場合は、当該登録記録に記録されている者その他の者（自然人であるものに限る。）について次に掲げる事由がある場合とする。
一　ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第六条第一項に規定するストーカー行為等に係る被害を受けた者であって更に反復して同法第二条第一項に規定するつきまとい等又は同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等をされるおそれがあること。	一　ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第六条に規定するストーカー行為等に係る被害を受けた者であって更に反復して同法第二条第一項に規定するつきまとい等又は同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等をされるおそれがあること。
二～四　（略）	二～四　（略）

附　則

この省令は、令和八年三月十日から施行する。

その他告示

○厚生労働省告示第六十二号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第一項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、次の事業所を設置する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

令和八年三月四日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

登録検査機関の名称	設置する事業所の名称	設置する事業所の所在地	設置の日
一般財団法人日本穀物検定協会	一般財団法人日本穀物検定協会総合研究所	埼玉県吉川市大字高久野四百八十	令和七年十月六日